

資料 1

委託業務仕様書

1 業務名

屋久島町新学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託

2 業務目的

現在、屋久島島内では、学校給食センター、東部地区共同調理場、西部地区共同調理場の3施設で給食を提供しており、いずれも設置後30年以上が経過し、施設の老朽化による維持費の増大が予想されているところである。今後、児童生徒数の減少が進むことから、効率的に給食を提供するための施設の再編と、海拔の低い2施設（学校給食センター、西部地区共同調理場）については、大地震の影響による津波被害を受ける恐れがあり、早急に検討する必要がある。

本業務は、屋久島島内にある3施設を統合することによって様々な課題等の解決、民間事業者による施設整備及び運営、特定給食事業から「総合給食事業」への転換などを検討し、老朽化した施設の更新と安心安全な給食等の提供を維持するため、学校給食衛生管理基準（調理後2時間以内に喫食する。）に適した施設の建設を目指すこととし、新しい学校給食センターの整備を効率的かつ効果的に推進していくための基本計画の策定業務を総合的に支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

4 業務内容

（1）前提条件の整理

- ① 既存施設の現状及び課題の整理
- ② 配送校の配膳室等における課題の整理
- ③ 提供食数の検討（今後の児童・生徒数の見込み）
- ④ 学校給食に関係する法令等の整理、上位計画及び関連計画における位置付けの整理

（2）事業計画地の検討

- ① 施設規模及び敷地面積の想定
- ② 立地条件（法規制、土地取得・造成コスト、インフラ条件、周辺環境への影響、各校への配送ルート・配送時間など）の整理
- ③ 建設候補地の現況把握、比較検討

（3）基本方針の検討

新学校給食センターの整備に係る基本方針を設定するため、主に下記事項について検討を行う。

- ① HACCP の考え方に基づく高度な衛生管理

- ② 食物アレルギー対応食の対応方法と提供食数
- ③ おいしい給食の提供、手作り調理への対応
- ④ 炊飯・パン業務のあり方
- ⑤ 地産地消や食育の推進
- ⑥ 環境負荷低減、省エネルギー化の推進
- ⑦ 災害発生時の役割及び対応
- ⑧ 学校給食以外の施設活用方法
- ⑨ イニシャルコスト及びランニングコストの縮減方法

(4) 施設計画の検討

- ① 基本方針を具現化するために必要となる機能・設備等の整理
- ② モデルプラン（新学校給食センターの配置計画・外構計画、平面計画、調理設備等のレイアウトなど）の作成
- ③ 整備工程案の作成
- ④ 概算事業費の算定
- ⑤ 既存施設の解体及び跡地活用の検討

(5) 給食配送・回収計画の検討

- ① 各校への配送時間、回収時間の整理
- ② 必要となる配送車両の台数整理

(6) 事業手法の検討

- ① 学校給食センターの設計・建設・運営・維持管理手法に関する整理
- ② 事業手法別のメリット・デメリットの検討

(7) 事業スケジュールの検討

- ① 事業手法別の事業スケジュールの整理
- ② 今後の課題・問題点の整理

(8) その他

本業務の受託者は、契約締結後、速やかに以下の書類を提出し、本町の承諾を受けなければならない。また、書類の内容に変更があった場合についても同様とする。

- ・業務実施計画書
- ・業務着手届
- ・工程表
- ・業務責任者及び担当者届出書

本業務に係る打合せは、業務着手時及び業務完了時を除いて3回以上実施し、その他必要に応じて本町が求める場合に受託者が訪問して実施する。

打合せ内容は、受託者側で議事録を作成し、打合せ終了後、速やかに本町へ送付する。

5 成果品

- ・基本計画 3部（A4版、縦型、横書き、左綴じ）
- ・基本計画(概要版) 3部（A4版、縦型、横書き、左綴じ）
- ・業務報告書（議事録、資料等）1部
- ・上記成果品の電子データ（CD-R等）1式

6 留意事項

- （1）受託者は、契約締結後、速やかに本業務の責任者及び担当者を配置し、学校給食センターの整備手法等に関して十分な経験と知識を有する者を含む業務体制を構築する。責任者は、本業務全体の統括管理を行うほか、各業務の進捗状況を本町担当者へ定期的に報告する。打合せに関する議事録は、本町担当者の承諾を得るものとする。
- （2）本町は、本業務を遂行する上で必要があり、貸与可能と判断した資料は受託者に貸与することとし、受託者は貸与された資料を業務完了までに返却する。
- （3）受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本町の承諾を得なければならない。
- （4）本業務に係る成果品の権利は本町に帰属するものとし、受託者は本業務を遂行する上で知り得た情報を本町の承諾なく第三者に漏洩してはならない。
- （5）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本町と受託者が別途協議の上で決定する。

7 本業務の担当課

屋久島町教育委員会 教育総務課

T E L 0997-43-5900

E-mail kyouiku@town.yakushima.kagoshima.jp

以上